第十六条の見出し中「及び広報室」を「、広報室及び国際室」に改め、「企画官」の下に「、国際協力推進官」を加え、同条第一項中「及び広報室」を「、広報室及び国際室」に改め、同条第九項を同条第十二項とし、同条第六項から第八項までを三項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の三項を加え、第一章第三節第一款中同条を第十四条とする。

6　国際室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　委員会の所掌事務に係る国際機関、国際会議並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の総括に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、委員会の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。

7　国際室に、室長及び国際協力推進官一人を置く。

8　国際協力推進官は、命を受けて、国際室の所掌事務に関する特定事項についての外国の行政機関との連絡調整に関する事務を行う。

第十七条を削る。

第十四条の次に次の一条を加える。

（企画官）

**第十五条**　人事課に、企画官二人を置く。

2　企画官は、命を受けて、人事課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第十八条を第十六条とする。

第一章第三節第三款を削る。

第二十一条第一項中「十人」を「九人」に改め、第一章第三節第二款中同条を第二十二条とする。

第一章第三節第二款中第二十条を第二十一条とする。

第十九条第一項中「六人」を「四人」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「のうち四人」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、第一章第三節第一款中同条を第二十条とする。

第十六条の次に次の三条を加える。

（火災対策室、事故対処室及び核セキュリティ・核物質防護室並びに企画官及び防災システム専門官）

**第十七条**　原子力災害対策・核物質防護課に、火災対策室、事故対処室及び核セキュリティ・核物質防護室並びに企画官一人及び防災システム専門官一人を置く。

2　火災対策室は、原子力利用に伴う火災対策に関する事務（事故対処室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　火災対策室に、室長を置く。

4　事故対処室は、原子力事故又は原子力施設に関する人の障害、原子力施設の故障等の事象が発生した場合の対処に関する事務をつかさどる。

5　事故対処室に、室長を置く。

6　核セキュリティ・核物質防護室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　核燃料物質の防護に関すること。

二　核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

7　核セキュリティ・核物質防護対策室に、室長及び国際核セキュリティ専門官一人を置く。

8　国際核セキュリティ専門官は、命を受けて、核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する国際関係事務を行う。

9　企画官は、命を受けて、原子力災害対策・核物質防護課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

10　防災システム専門官は、命を受けて、原子力災害対策・核物質防護課の所掌事務に関する防災システムに係る専門的事項に関する事務を行う。

（放射線環境対策室並びに企画官及び地方放射線モニタリング対策官）

**第十八条**　監視情報課に、放射線環境対策室並びに企画官一人及び地方放射線モニタリング対策官八人を置く。

2　放射線環境対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　放射線による障害の防止に関する事務のうち放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関すること。

二　放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。

3　放射線環境対策室に、室長及び環境放射能対策官一人を置く。

4　環境放射能対策官は、命を受けて、放射線環境対策室の所掌事務のうち専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

5　企画官は、命を受けて、監視情報課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

6　地方放射線モニタリング対策官は、命を受けて、特定の地方における放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定並びに放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務のうち専門的事項に関する事務を行う。

（放射線規制室及び保障措置室並びに企画官）

**第十九条**　放射線対策・保障措置課に、放射線規制室及び保障措置室並びに企画官一人を置く。

2　放射線規制室は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の施行に関する事務をつかさどる。

3　放射線規制室に、室長及び廃止措置確認専門官二人を置く。

4　廃止措置確認専門官は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に関する事務のうち許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置に関する専門的事項の調査、指導及び助言に関する事務を行う。

5　保障措置室は、国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する事務をつかさどる。

6　保障措置室に、室長を置く。

7　企画官は、命を受けて、放射線対策・保障措置課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第二十六条を第二十三条とし、第二十五条から第三十三条までを三条ずつ繰り上げる。

附則第二項を削り、附則第一項の次に次の一項を加える。

（総括整理職の設置期間の特例）

2　第一条第六項の原子力安全技術総括官は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則第三項の次に次の二項を加える。

（監視情報課地方放射線モニタリング対策官の設置期間の特例）

4　第十八条第一項の地方放射線モニタリング対策官のうち一人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（長官官房企画官等の設置期間の特例）

5　第二十条第一項の企画官のうち一人、第二十一条第一項の企画官のうち一人及び第二十二条第一項の安全規制調整官のうち一人は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

**附　則**

この規則は、平成二十六年十月十四日から施行する。